

ナカツノデ全市ヲ回地區ニ分ケテ争議團ヨリ動員陳情スルコト。
 區會議員モ動キ出シタノデ適宜陳情スルコト
 一層ノ要旨ハ先ツ整理案ニ對スル賛否ヲ質シ整理案及對議員ニ對シテ今後
 四割六分ノ價下デアル事ノベテボトニ偽跡ヲ曝露シ陳情スルコト。
 四陳情團ハ十名一組トシ適当ナル統率者ヲ付ケルコト。
 〇區ハ九ノヤク分ケルコト。
 城東、深川、本所、赤坂、下谷、城東、向島、足立、荒川、江戸川、葛飾
 城北、神田、本郷、小石川、豊島、王子、荒野川、板橋
 城西、麹町、四谷、赤坂、牛込、麹町、中野、杉並、荻谷、古田、谷
 城南、日本橋、京橋、芝、品川、麻布、蒲田、大森、荏原、目黒
 〇市會議員、區會議員、住前氏名ハ各地區ニテ調査スルコト。
 以 上
 罷業六日、全争議員ノ健キヲ心カラ祝福スル。
 首腦部、一ヶ月持テ久戦ノ指令ニヨリ各争議團ハ可成經費ヲ節約シテ居ルコト、
 察スル。其ノ為メ粗食糶養ノ不足ヲ来スコトハ争力ニモ影響スル処大ニシテ
 適時ニ應ジテ豚肉ノ味増才等モ作り榮養不良ヲ来サザル様
 特ニ注意セラレ度シ

以 上

別記

(一) 聲明書

總罷業開始以來茲に六日。此の間五百万市民並に一般社會に及
 ぼした御迷惑を多謝す。
 斯かる実情を他所に誤ちを犯すに大膽にして誤ちを改めるに些
 の襟度なき當局理事者の態度を遺憾とす。新聞紙上ノ報道によ
 れば監督官廳は強制調停を宣告すべく目下準備中なりと云ふ。
 勿論我々と虽も法律の發動に對しては好むと好まざるとに不拘
 法治国々民の義務として之に應ずるの外はない。
 しかし乍ら假令調停委員會が開談されたとするも當局理事者が
 大膽率直にとり非を認め毅然として紛議の根源たる暴圧案及び
 紛争過程に起きた一切の附随的向題を撤回し全く自叙の立場に
 返つて公正の立場から眞の市電更生案樹立の爲に胸襟を開いて
 協議するの雅量を示さざる限り我々は断乎としてストライキを